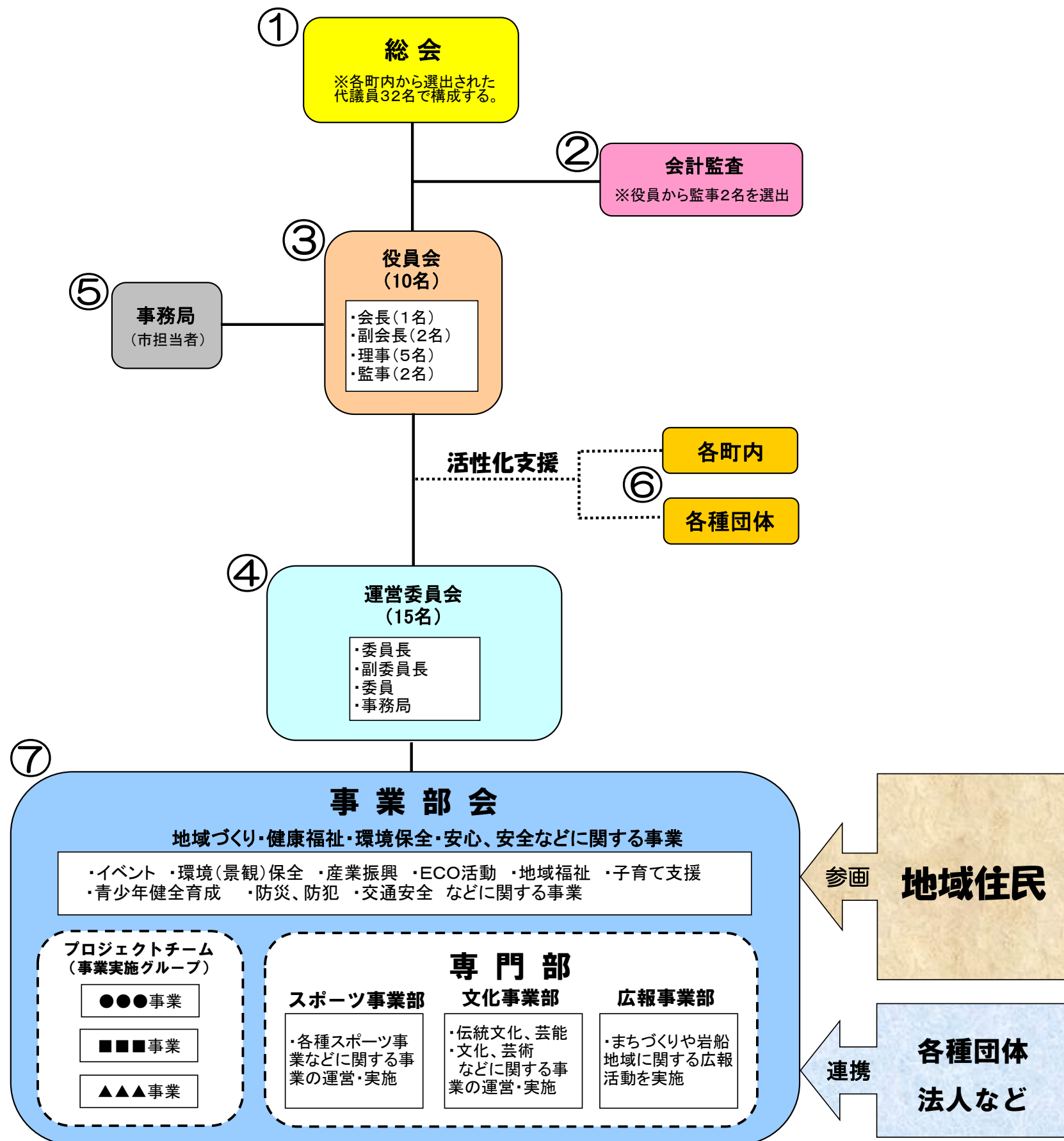


# 岩船まちづくり協議会 組織図



## ①総会

協議会の事業に住民の意見を直接反映させるため、年1回程度開催する。総会は、各町内から選出された2名の「代議員」によって構成し、まちづくり計画の変更、規約の改正、役員承認、実施計画、実施報告、予算、決算などの審議および承認を行う。

## ②会計監査

役員の中から監事2名を互選し、協議会の会計を監査する。

## ③役員会

- ・総会に諮る事項について検討する。
- ・協議会の運営を行う。
- ・各町内および各種団体に対する活性化支援の審査を行う。

## ④運営委員会

- ・実施事業の総括を行う。
- ・各種団体の事業のサポートを行う。

## ⑤事務局

協議会に係る事務、会計管理および地域住民のサポートを行う。

## ⑥各町内、各種団体および住民グループ

岩船地域の町内（16町内）、各種団体などが行う地域活性化事業に対して、協議会の趣旨にあった事業などに支援を行う。  
※助成金交付要綱で支援方法・内容を定める。（平成24年度～施行）

## ⑦事業部会

総会で決定された方針に基づき事業を実施する。

「地域づくり」・「健康福祉」・「環境安全」・「文化」・「スポーツ」などをキーワードに、地域の活性化に繋がる事業について実施する。

- 「スポーツ事業部」・「文化事業部」・「広報事業部」の専門部を設置する。
- ①「スポーツ事業部」…各種スポーツ大会の事業の運営・実施を行う。  
・各町内スポーツ担当、各種スポーツ団体、運営委員などで構成する。
  - ②「文化事業部」…各種文化事業の運営・実施を行う。  
・運営委員、各種団体などで構成する。
  - ③「広報事業部」…まちづくりに関することや岩船地域に関することなどの情報を地域住民に提供する。（広報紙、ホームページ開設）

※必要に応じ「プロジェクトチーム」を結成して、事業を実施する。